

## 伊予市告示第47号

### 伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、節水型まちづくりの一環として、雨水の有効利用を促進し、もって節水意識の高揚を図るため、雨水貯留施設を購入する者に対し、市が予算の範囲内で伊予市雨水貯留施設購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留施設」とは、建物の屋根、ベランダ等に降った雨水を散水等の雑用水源として利用するために貯留する施設で、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 貯留容量が100リットル以上の市販されているもの
- (2) 水漏れしないもの
- (3) 貯留した雨水を汚染することがなく、かつ、日光を遮断できる材質又は構造であるもの
- (4) 貯留した雨水の蒸発及びほこり等の混入の防止並びに内部の清掃が可能な構造であるもの

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において自らが居住する専用住宅又は併用住宅の敷地内に、自ら利用するための雨水貯留施設を設置する者であって、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を滞納していない者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

#### (補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、同一の建築物につき1年度1回とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、購入価格(本体価格及び本体に附属する架台、ポンプその他の設備の価格の合計額とし、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)に2分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水貯留施設の設置後1年以内に伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入価格の額の支払を証明できる書類
- (2) 雨水貯留施設の貯留容量、材質その他の仕様を明示した書類
- (3) 設置状況を示す写真
- (4) 住宅等を借りている場合は、所有者の承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は伊予市雨水貯留施設購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定する場合において、市長は必要と認めたときは条件を附することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、伊予市雨水貯留施設購入費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

(管理義務等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設を常に良好な状態で管理し、雨水利用に努めなければならない。

(調査)

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、補助対象者の申請内容等について調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。